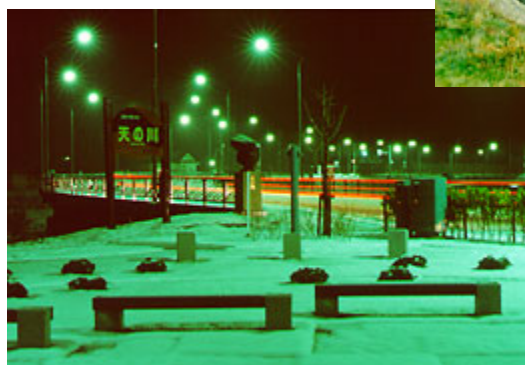


上ノ国町 公共施設等総合管理計画



平成28年3月



上ノ国町
Kaminokuni Town

天の川が流れるまち



はじめに

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズの変化に加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が老朽化により大量に更新時期を迎えることや義務的経費の増大などによる財政状況悪化の見通し等から、公共施設等を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれています。

本町におきましても同様の状況があり、これら諸問題を解決するため保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠と考えています。

このため、貴重な経営資源である公共施設等を最大限に有効活用することを目的とした「上ノ国町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を図ってまいります。

平成28年（2016年）3月

《目次》

1. 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 位置付け	1
1-3 期間及び対象範囲	2
2. 上ノ国の現状	3
2-1 人口の推移	3
2-2 財政状況	4
2-2-1 歳入	4
2-2-2 歳出	5
3. 公共施設等の現状と課題	6
3-1 公共施設（建築施設）の現状と課題	6
3-1-1 保有状況	6
3-1-2 年度別整備状況	7
3-1-3 課題	8
3-2 インフラ施設の現状と課題	9
3-2-1 インフラ施設の現状	9
3-2-2 年度別整備状況	10
3-2-3 課題	14
4. 公共施設等総合管理計画の基本方針	19
4-1 基本的な考え方	19
4-1-1 基本方針	19
4-1-2 具体的な取組み	20
4-2 公共施設等の維持管理方針	22
4-2-1 点検・診断等の実施方針	22
4-2-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	23
4-2-3 安全確保の実施方針	24
4-2-4 耐震化の実施方針	24
4-2-5 長寿命化の実施方針	24
4-2-6 統合や廃止の推進方針	25
4-2-7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	28
4-3 施設類型別の基本方針	31
4-3-1 公共施設（建築施設）	31
4-3-2 インフラ施設	33
4-4 取組体制	35
4-4-1 推進体制	35
4-4-2 財政との連携	35
4-4-3 町民との協働	35
4-4-4 職員の意識改革	35
4-5 フォローアップの方針	36

1. 計画策定の背景と目的

1-1 背景と目的

上ノ国町では、町制施行以前の昭和30年代から平成初期の期間を中心に、様々な町民ニーズに応じて、「教育施設」「町営住宅」「コミュニティ施設」などの『建築施設』や「道路」「上下水道」などの『インフラ施設』といった多くの公共施設を整備してきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や町民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な町経営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、本町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばし、また、公共施設の利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持する「上ノ国町公共施設等総合管理計画」を推進していきます。

こうした取組の基本的な方向性を示すため、上ノ国町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）を策定しました。

1-2 位置付け

公共施設等総合管理計画は、上位計画である「上ノ国町総合計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに、「上ノ国町総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

1-3 期間及び対象範囲

計画期間は次期「上ノ国町総合計画」の最終年度との整合を図り、平成28年度（2016年度）～平成41年度（2029年度）の14年間とします。また、本計画が対象とする財産は図 1-1に示す公有財産とします。

また、具体的な施設は図 1-2に示す公共施設（建築施設）とインフラ施設です。

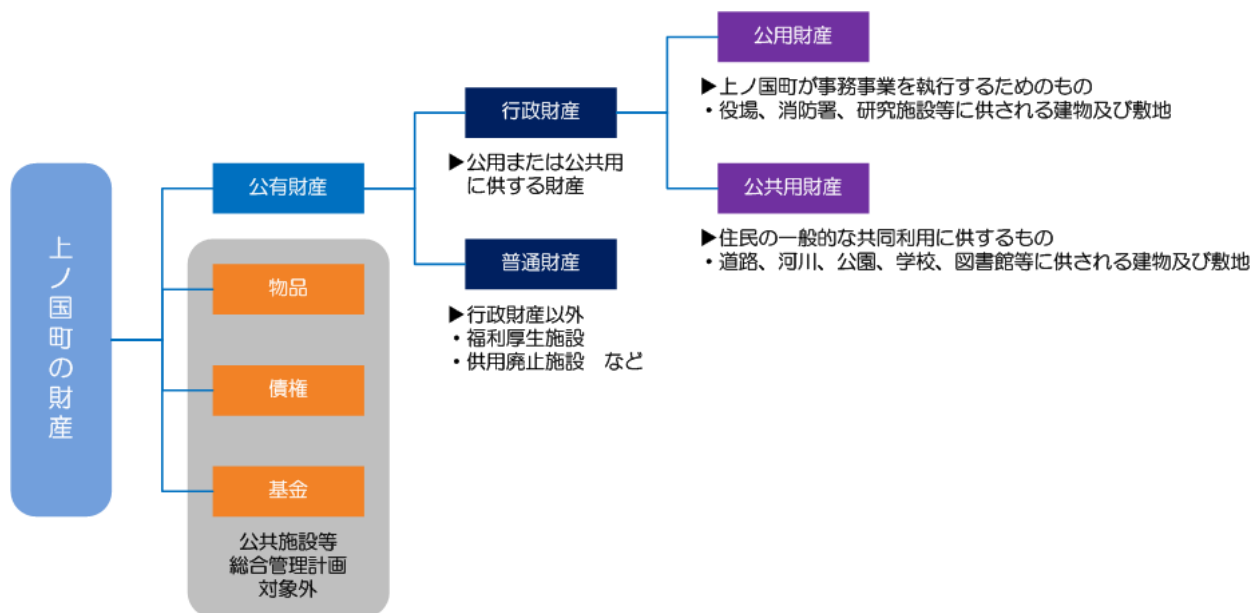


図 1-1 公共施設等総合管理計画の対象とする財産

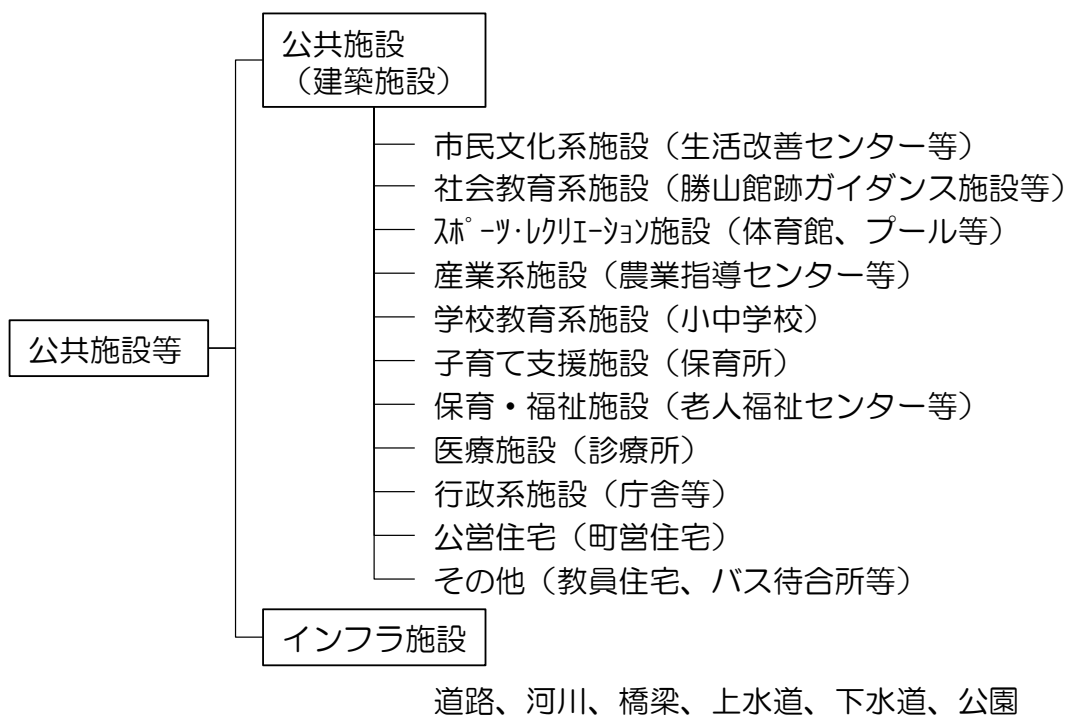


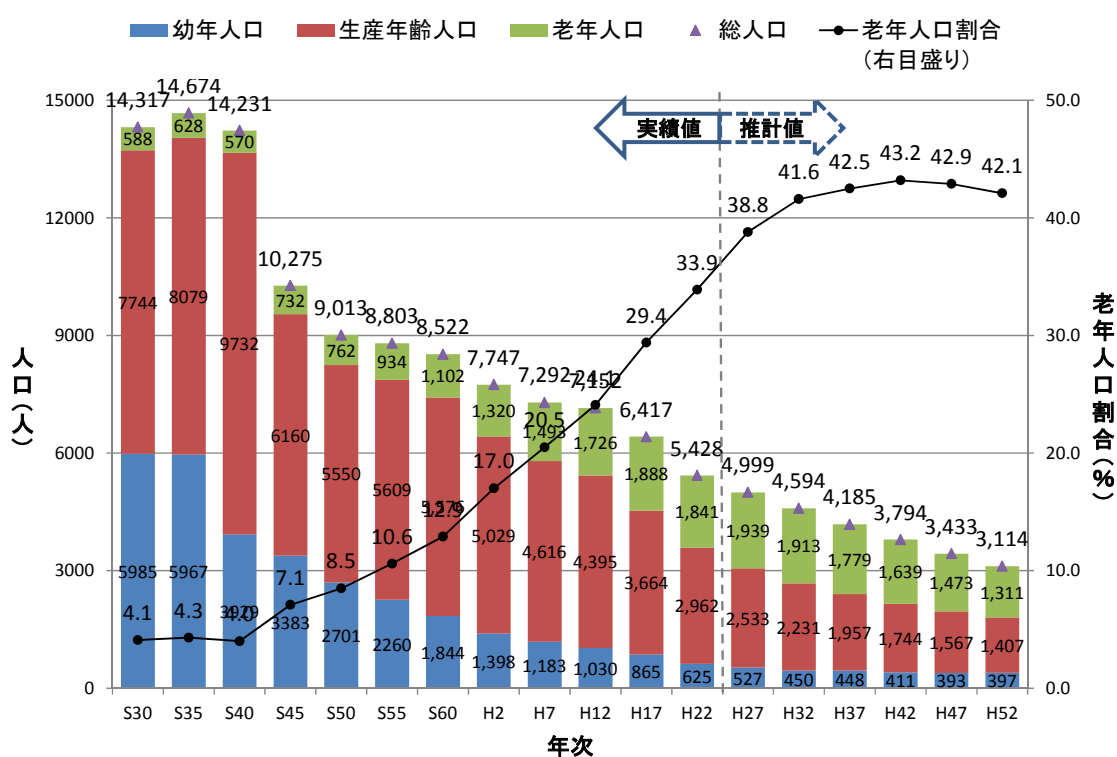
図 1-2 公共施設等総合管理計画の対象とする施設

2. 上ノ国の現状

2-1 人口の推移

本町の人口は昭和35年の14,674人をピークに減少しており、平成22年には5,428人となっています。その間、幼年人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加により、老年人口割合が増加しており平成22年には33.9%に達しています。

また、将来人口も減少することが予測されており、30年後の平成52年には約43%減少の3,114人と推計されています。幼年人口、生産年齢人口は減少が続きますが、老年人口は平成27年の1,939人をピークとして減少に転じ、平成52年には1,311人、老年人口割合は42.1%と推計されています。



出典：総務省統計局 国勢調査

※平成22年以前は国勢調査結果であり、平成27年以降は特殊出生率を平成42年に1.8、平成52年に2.07、0～49歳までの移動率を半減させた場合のものです（上ノ国町人口ビジョンより）。

図 2-1 本町の人口の推移

2-2 財政状況

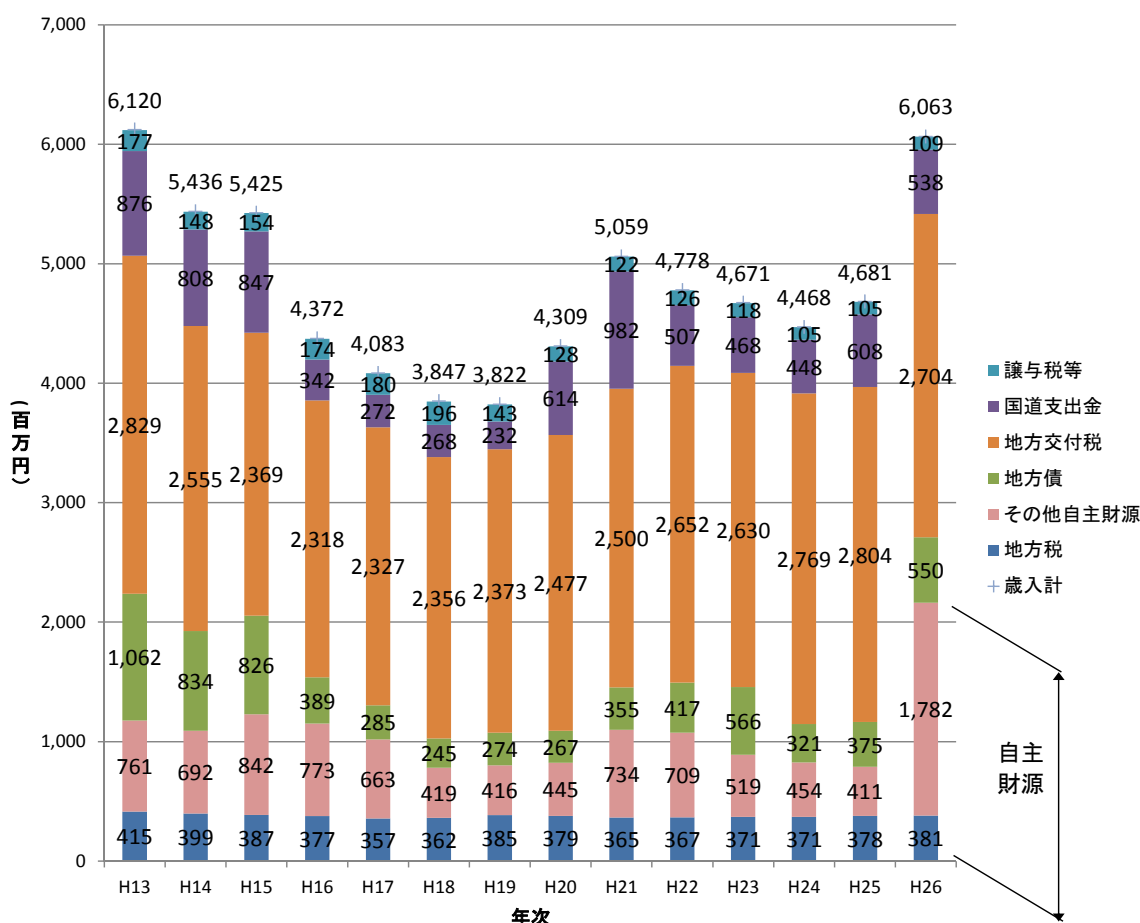
2-2-1 歳入

本町の歳入額は平成13年度～平成26年度では38.2億～61.2億円と大きく変動しており、平成26年度は60.6億円となっています。主な自主財源である地方税は4億円前後で推移しており、平成26年度では3.8億円となっています。

自主財源比率は平成26年度で35.7%となっていますが、平成23年度～平成25年度では16.9%～19.1%と低く、歳入の多くを地方交付税に依存している状況です。

今後も生産年齢人口の減少や、大きな経済成長が見込めない中、自主財源の大幅な増額は期待できない状況です。

なお、平成26年度は子育て支援対策基金等への積立のために、財政調整基金から10億円を充てており、その他自主財源（繰入金）が一時的に増額しています。



出典：総務省 市町村別決算状況調

図 2-2 歳入の推移 単位：百万円

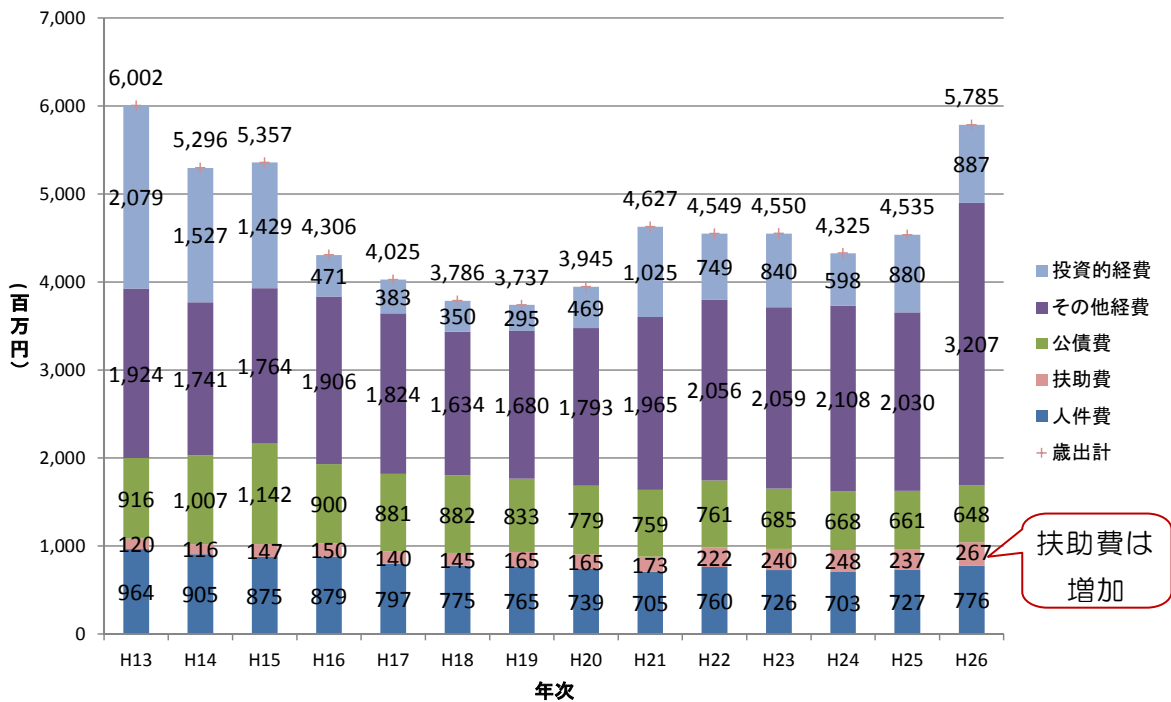
2-2-2 歳出

本町の歳出額は平成13年度～平成25年度では37.4億～60.0億円と大きく変動しており、平成26年度は57.9億円となっています。

人件費、公債費は減少傾向にあります。その他経費、投資的経費、扶助費は増加傾向となっています。

今後は高齢者の大幅な増加が見込まれることから扶助費等の義務的経費は増加していくものと考えられます。

なお、平成26年度は子育て支援対策基金等への積立のために、財政調整基金から10億円を充てており、その他経費（補助費等）が一時的に増額しています。



出典：総務省 市町村別決算状況調

図 2-3 歳出の推移 単位：百万円

3. 公共施設等の現状と課題

3-1 公共施設（建築施設）の現状と課題

3-1-1 保有状況

平成26年度末時点での施設数は271施設、延床面積は80,897㎡であり、町民一人あたりでは14.9㎡となっています（平成22年国勢調査による人口5,428人から算出）。施設種別を延床面積で見ると、公営住宅が最も多く23.3%、次いで学校教育施設が18.9%と続いています。施設数で見ると、その他（主に教職員住宅）が最も多く125施設、次いで公営住宅の59施設と続いています。

表 3-1 施設種別施設数及び延床面積

施設種別	施設数		延床面積	
	施設数	構成比 (%)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
市民文化系施設	20	7.4	4,530	5.6
社会教育系施設	2	0.7	387	0.5
スポーツ・レクリエーション系施設	17	6.3	6,714	8.3
産業系施設	10	3.7	3,822	4.7
学校教育系施設	8	3	15,289	18.9
子育て支援施設	3	1.1	1,282	1.6
保健・福祉施設	3	1.1	2,315	2.9
医療施設	6	2.2	2,176	2.7
行政系施設	18	6.6	10,998	13.6
公営住宅	59	21.8	18,885	23.3
その他	125	46.1	14,498	17.9
合計	271	100	80,897	100

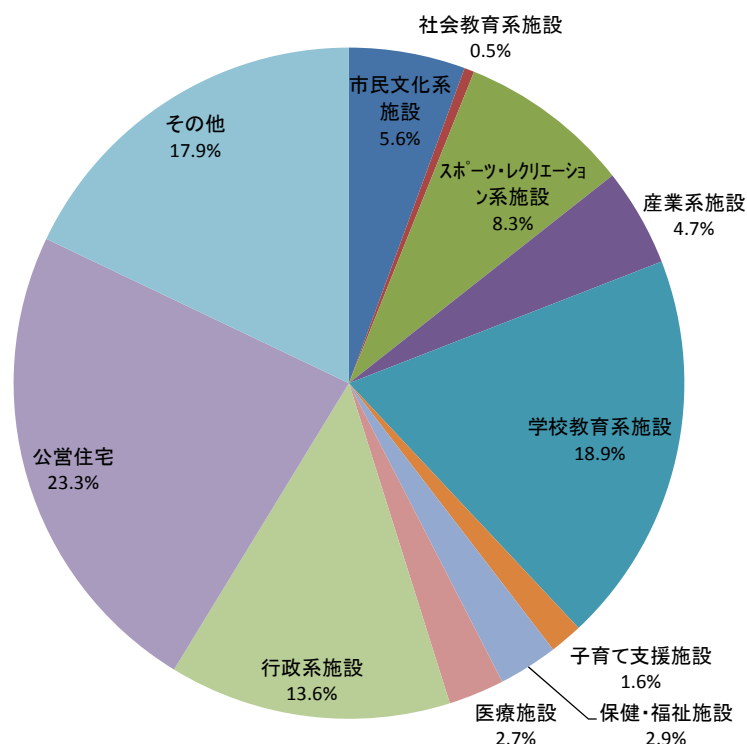


図 3-1 施設種別延床面積構成

3-1-2 年度別整備状況

本町の公共施設（建築施設）は昭和30年代後半から平成にかけて建設されたものが多く、平均経過年数は28.2年となっています。

経過年数30年以上の公共施設は、144施設（54%）、36,882㎡（46%）となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年（1981年）5月以前に建築された公共施設は、116施設（42.8%）、22,365㎡（27.6%）となっています。

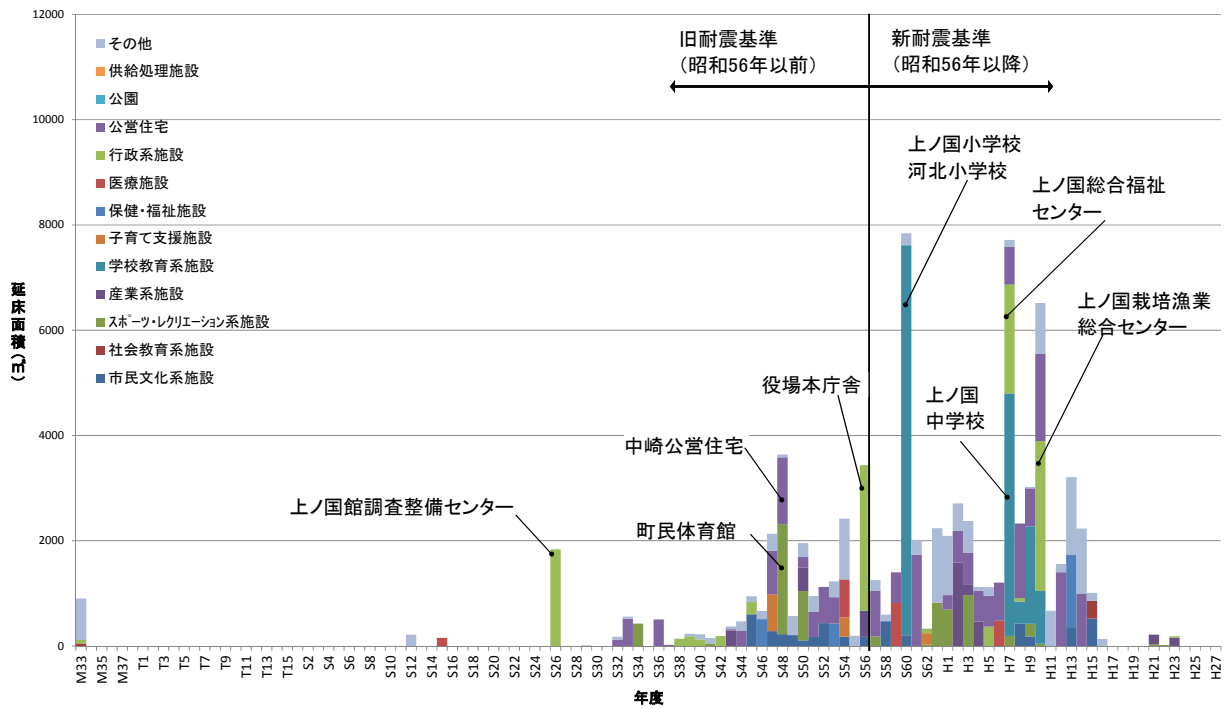


図 3-2 年度別整備床面積

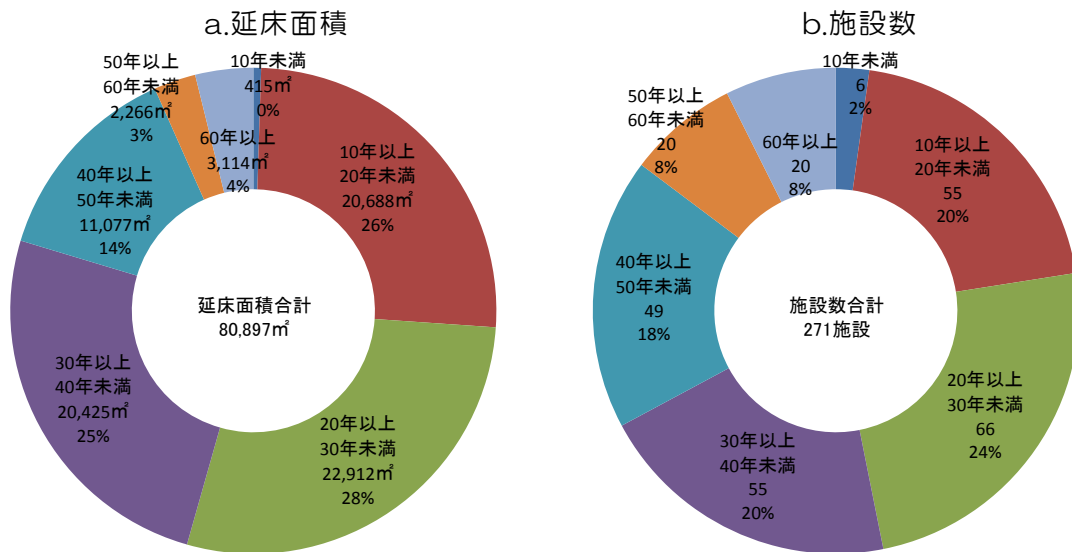


図 3-3 経過年数構成

3-1-3 課題

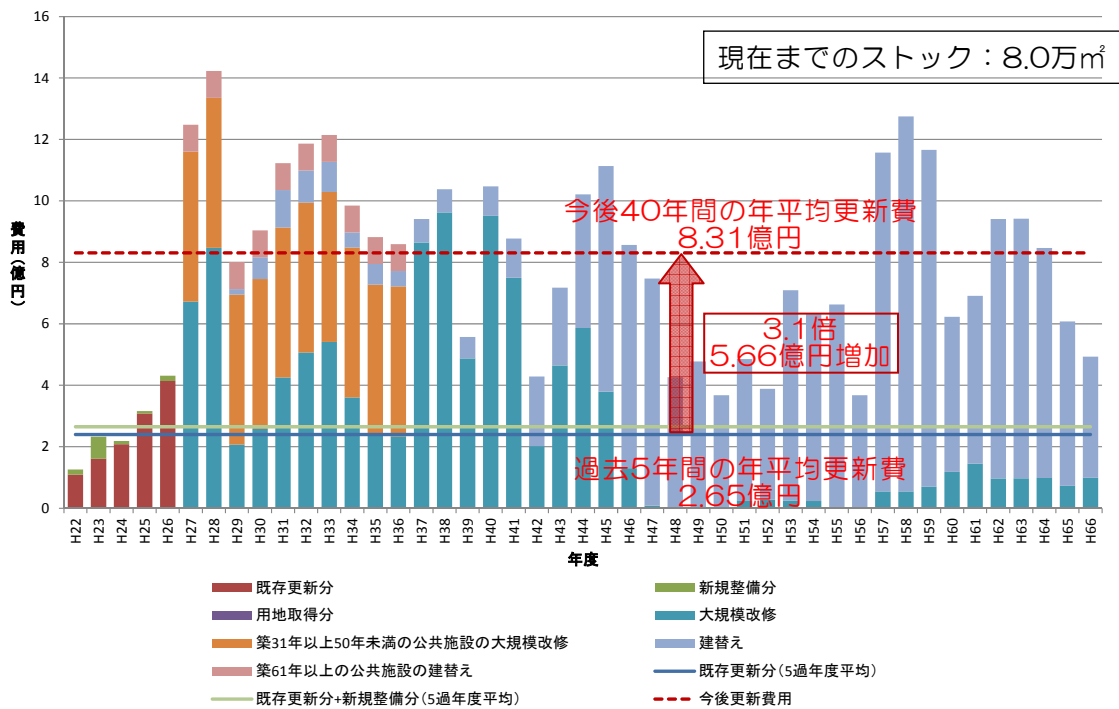
公共施設（建築施設）の過去5年間の投資的経費（既存更新＋新規整備分）は、年平均2.65億円となっています。

一方、現在保有する公共施設（建築施設）を保有し続け、30年周期で大規模改修とした場合の40年間の維持更新費は総額332.3億円、年平均8.31億円と試算されます。

これは、これまでの投資的経費の3.1倍であり、全ての施設の改修や建替えが困難になるものと考えられます。

表 3-2 公共施設（建築施設）の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
公共施設	13.24	2.65	332.29	8.31	3.1



【試算条件】

- ・ 総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値を使用
- ・ 現在保有する資産を全て保有

図 3-4 公共施設（建築施設）の更新費用の推計結果

3-2 インフラ施設の現状と課題

3-2-1 インフラ施設の現状

道路、河川、橋梁、上下水道及び公園の保有状況は、表 3-3に示すとおりです。

表 3-3 インフラ資産の保有量

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	156,697m
	道路面積	891,282㎡
河川	流路延長	467,580m
	準用河川 (管理延長)	11,860m
	普通河川 (管理延長)	53,460m
	ポンプ場等	0施設
橋梁	橋梁数	59橋
	面積	7,096㎡
上水道	管路延長	76,051m
	施設数 (浄水場、配水池)	浄水場：7施設 配水池：6施設
下水道	管路延長	30,718m
	施設数 (浄化センター)	処理施設：2施設
公園	箇所数	6箇所
	面積	34,641㎡

※1 上ノ国町で管理している河川施設はない

※2 上水道の管路・浄水場・配水池は「上水+簡水」

※3 上水道の配水池は固定資産台帳より湯ノ岱浄水場、原歌ポンプ室、大崎配水池、小砂子浄水場、木ノ子浄水場、桂岡浄水場

※4 公園箇所数、面積は上ノ国町公園の管理に関する規則（平成16年3月17日最終改正）より

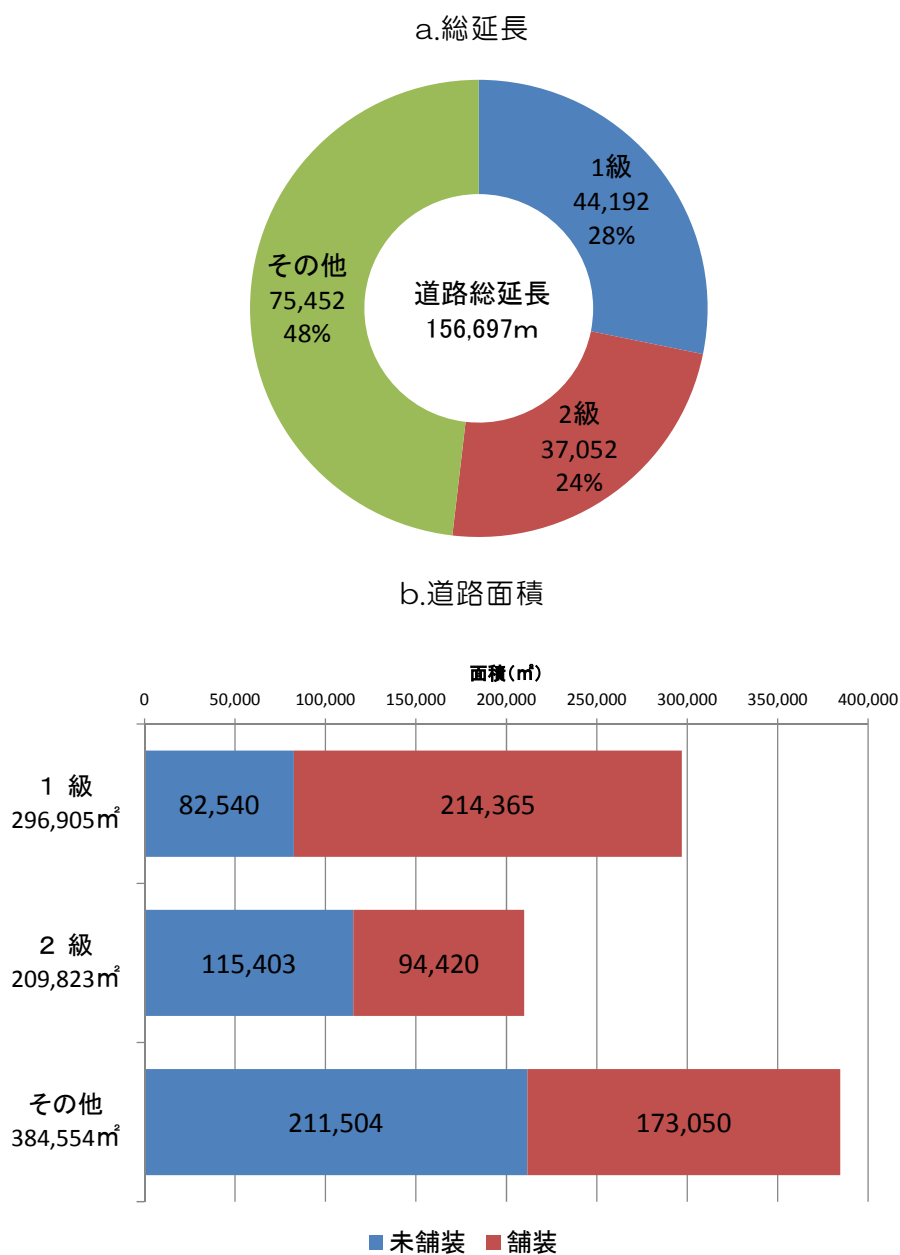
3-2-2 年度別整備状況

(1) 道路

本町の町道の総延長は156kmとなっています。

このうち、町の骨格を形成する1級町道は44km（28%）、1級町道以上を補完する2級町道は37km（24%）、1級2級以外のその他道路は75km（48%）となっています。

面積構成では1級町道が33%、2級町道が24%、その他道路が43%となっています。このうち、未舗装は道路種別計でみると47%（421,576/891,282）となっています。



※面積は延長の未舗装、舗装の割合から求めた推計値

図 3-5 道路の総延長と面積

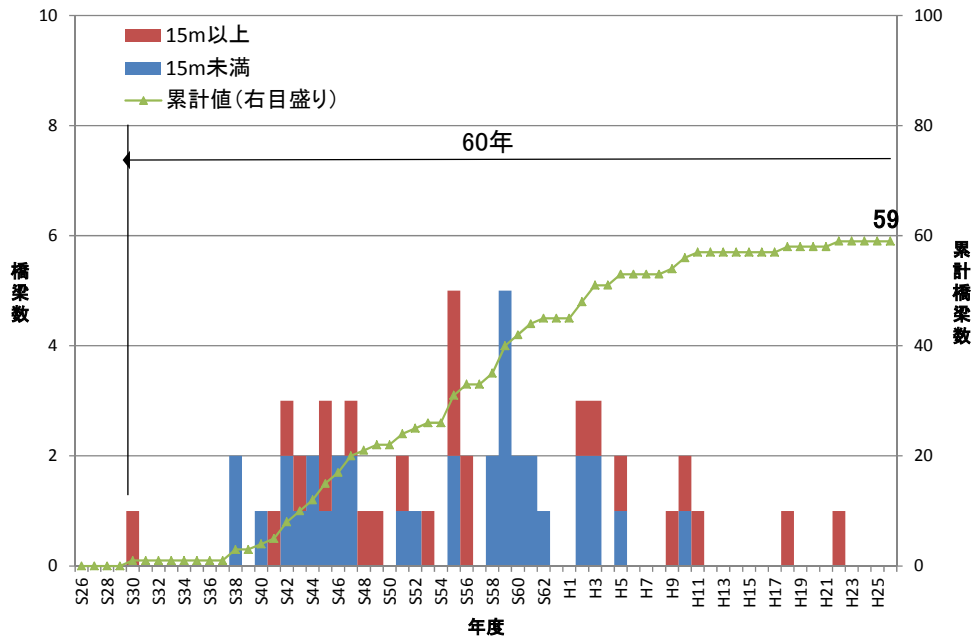
(2) 橋梁

橋梁は59橋あり昭和30年以降に整備されています。

15m未満の橋梁が35橋であり全体の59%を占めています。

構造別に面積構造を見ると、鋼橋が全体の66%を占めており、次いでPC橋の28%となっています。

a. 橋梁数



b. 橋梁面積

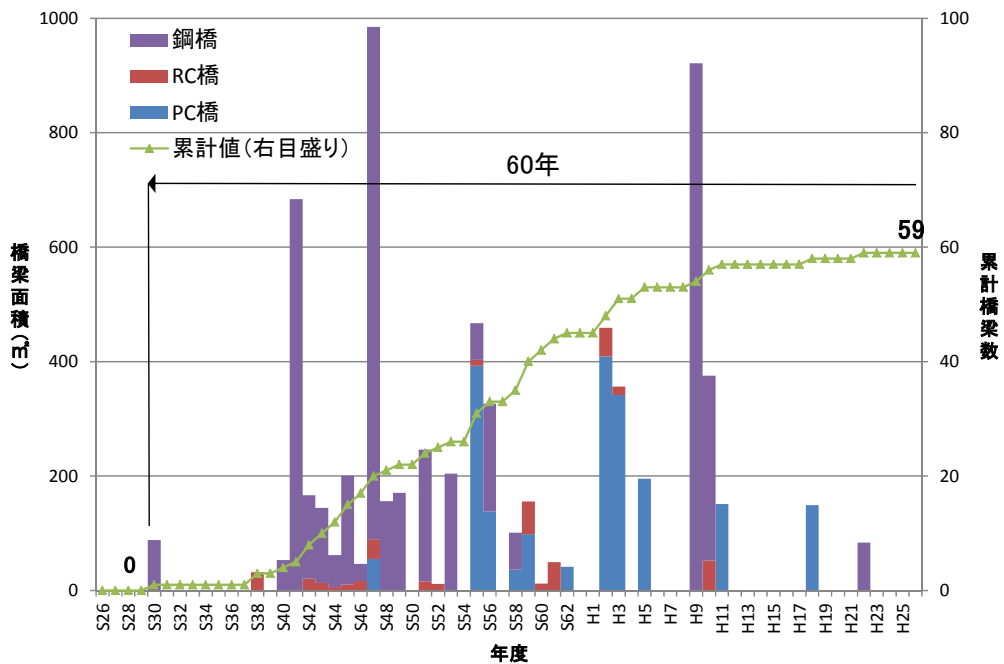


図 3-6 年度別整備数

(3) 上水道

上水道・簡易水道管路は、昭和43年～昭和52年の期間に全体の約6割（44,191m）を整備しており、以降は各年約2,000m程度整備を実施しています。このうち、耐用年数の40年を経過した管路延長が27,539m（36%）を占めています。

上ノ国町で管理している処理場（浄水場・ポンプ場・配水池）は、「湯ノ岱浄水場」「桂岡浄水場」「木ノ子浄水場」「原歌ポンプ場」「小砂子浄水場」「大崎配水池」「大潤ポンプ場」の7施設です。

また、検満量水器については、耐用年数である8年毎に随時更新している状況です。

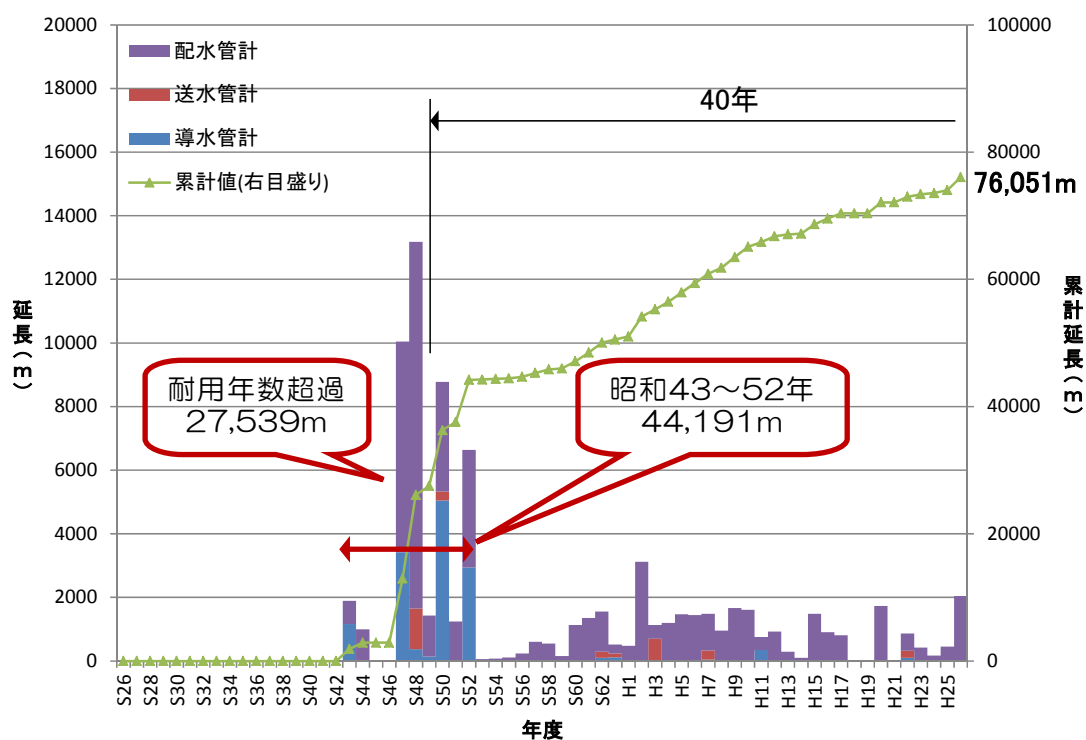


図 3-7 年度別整備延長

(4) 下水道

下水道管路は、平成11年度から整備を開始し、平成15年度の整備延長が最も多く5,002mとなっています。

下水処理場は「江差・上ノ国下水道管理センター」「滝沢地区漁業集落排水処理施設」の2施設あります。

また、平成22年度から浄化槽の設置を開始し、現在は全部で29基の管理を行っています。

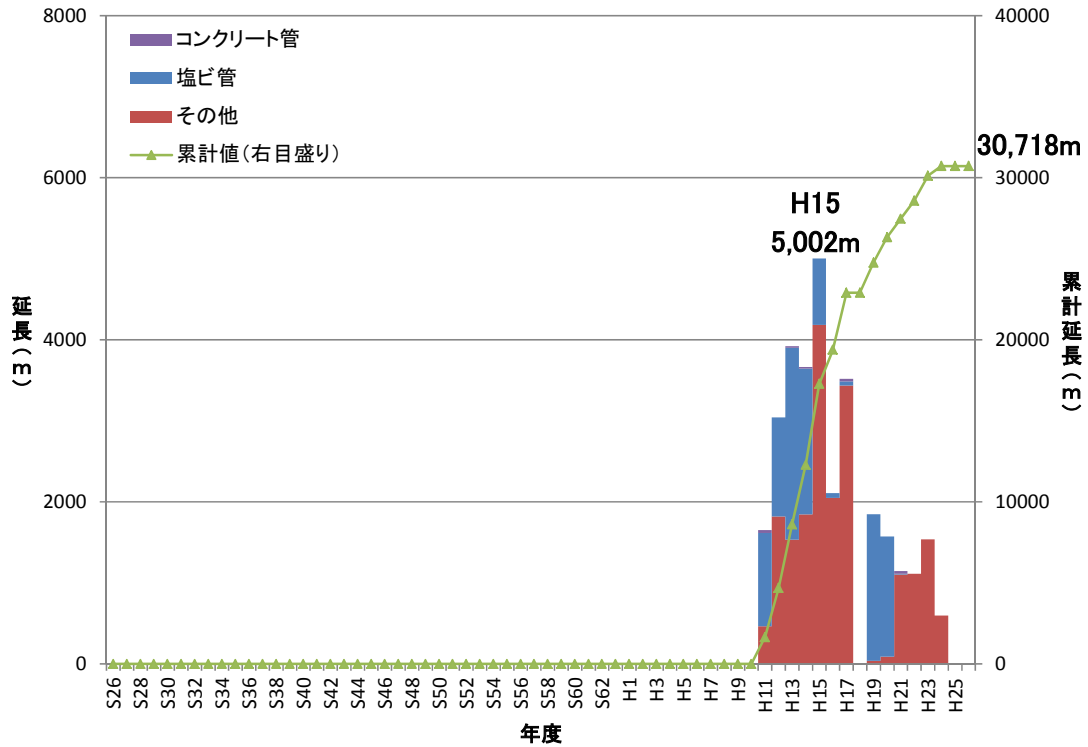


図 3-8 年度別整備延長

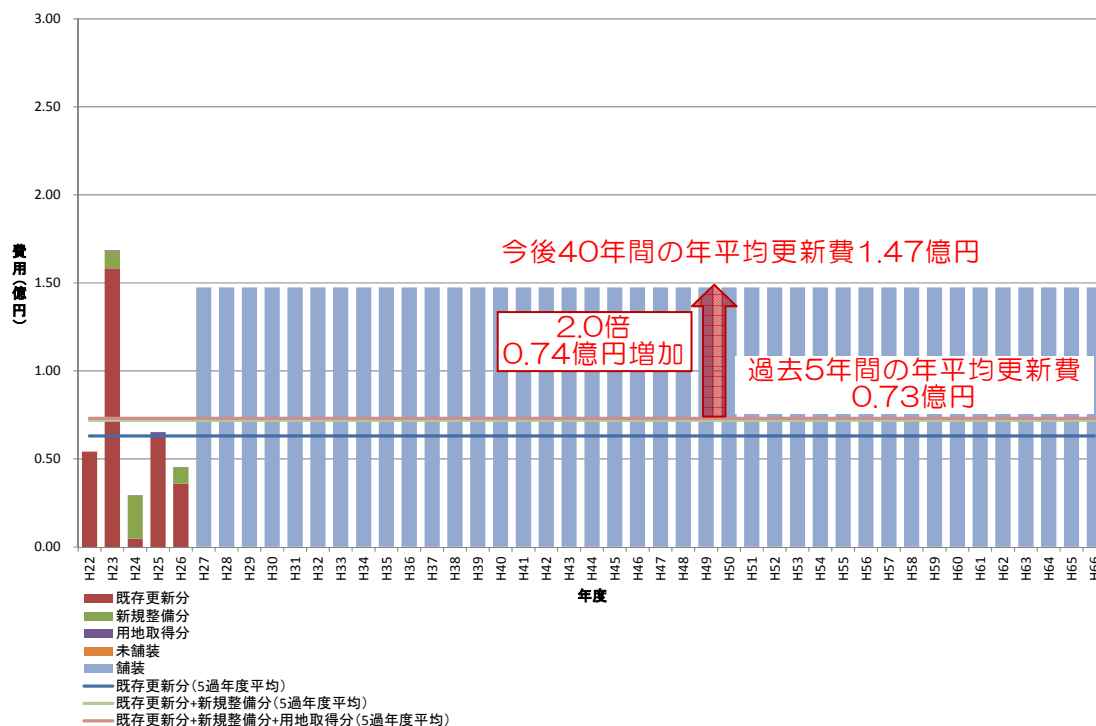
(5) 公園

本町の公園は「花沢公園」、「中世史跡公園」、「中央公園」、「汐吹地区緑地公園」、「汐吹漁港緑地公園」、「大崎緑地公園」の6箇所、34,641㎡が整備されています。

3-2-3 課題

(1) 道路

道路の今後必要となる更新費用は総額で58.96億円、年平均で1.47億円であり、これまでの投資的費用の2.0倍になります。



【試算条件】

- ・ 現在保有する資産を全て保有
- ・ 更新年数は15年周期とし全整備面積を15年で割った面積を毎年更新
- ・ 総務省提供の更新費用試算ソフト(ver2.1)を活用
- ・ 更新単価は上ノ国町資料から維持工事費用(H27未舗装)の単価と更新費用試算ソフトの標準値の荷重平均値である2,481(円/m²)を使用

図 3-9 道路の更新費用の推計結果

(2) 橋梁

橋梁の今後必要となる更新費用は総額で25.53億円、年平均で0.64億円であり、これまでの投資的費用の0.7倍となります。

橋梁については、直近5箇年の中で橋梁長寿命化修繕工事が施工され直近5箇年の費用が高くなったため、直近5箇年の年平均更新費用が今後の年平均更新費用を上回る値となっています。

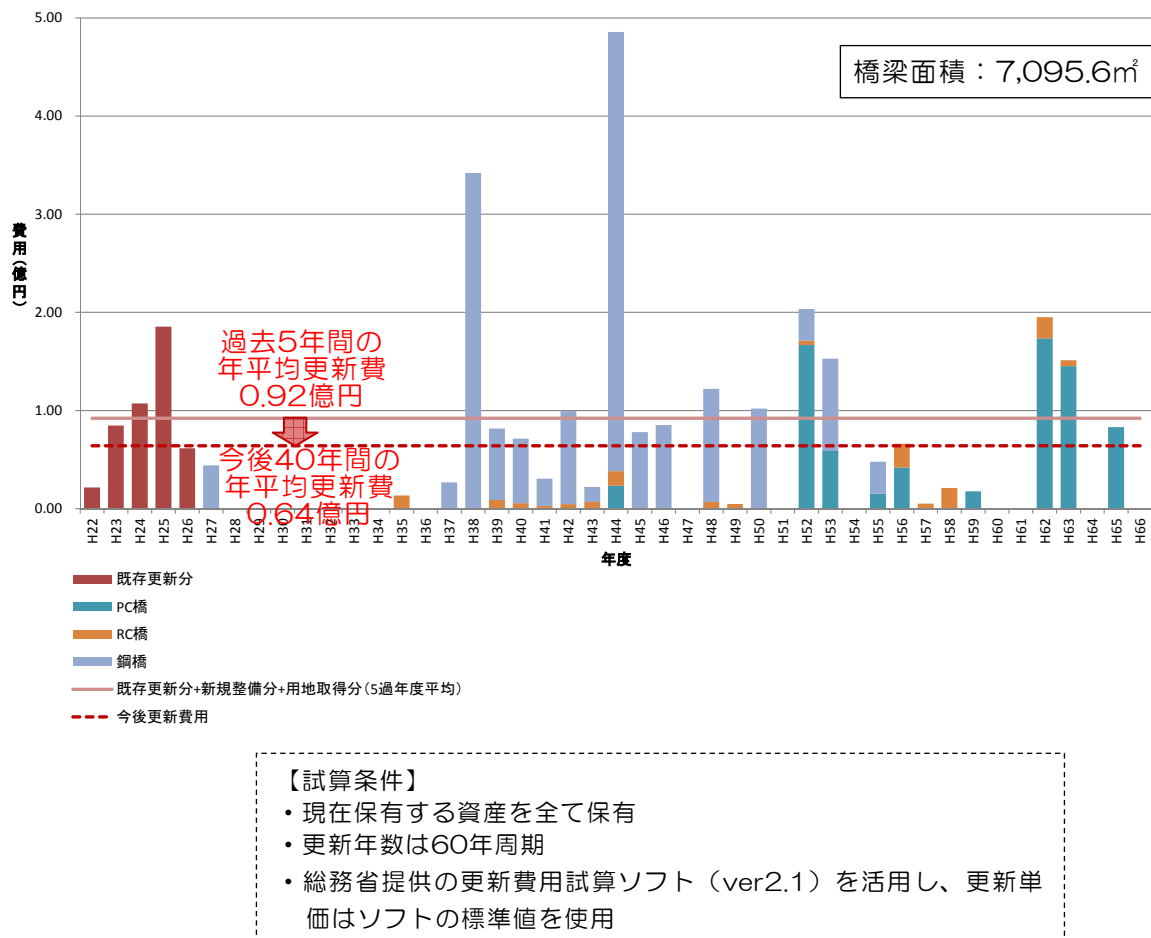


図 3-10 橋梁の更新費用の推計結果

(3) 上水道

上水道の今後必要となる更新費用（管路、処理施設、検満量水器）は総額で91.1億円、年平均で2.28億円であり、これまでの投資的費用の4.1倍となります。

管路については、管路の老朽化が進んでおり、毎年度の更新費用がかさむ状況となっています。また処理施設についても建物の老朽化が進んでいる状況です。

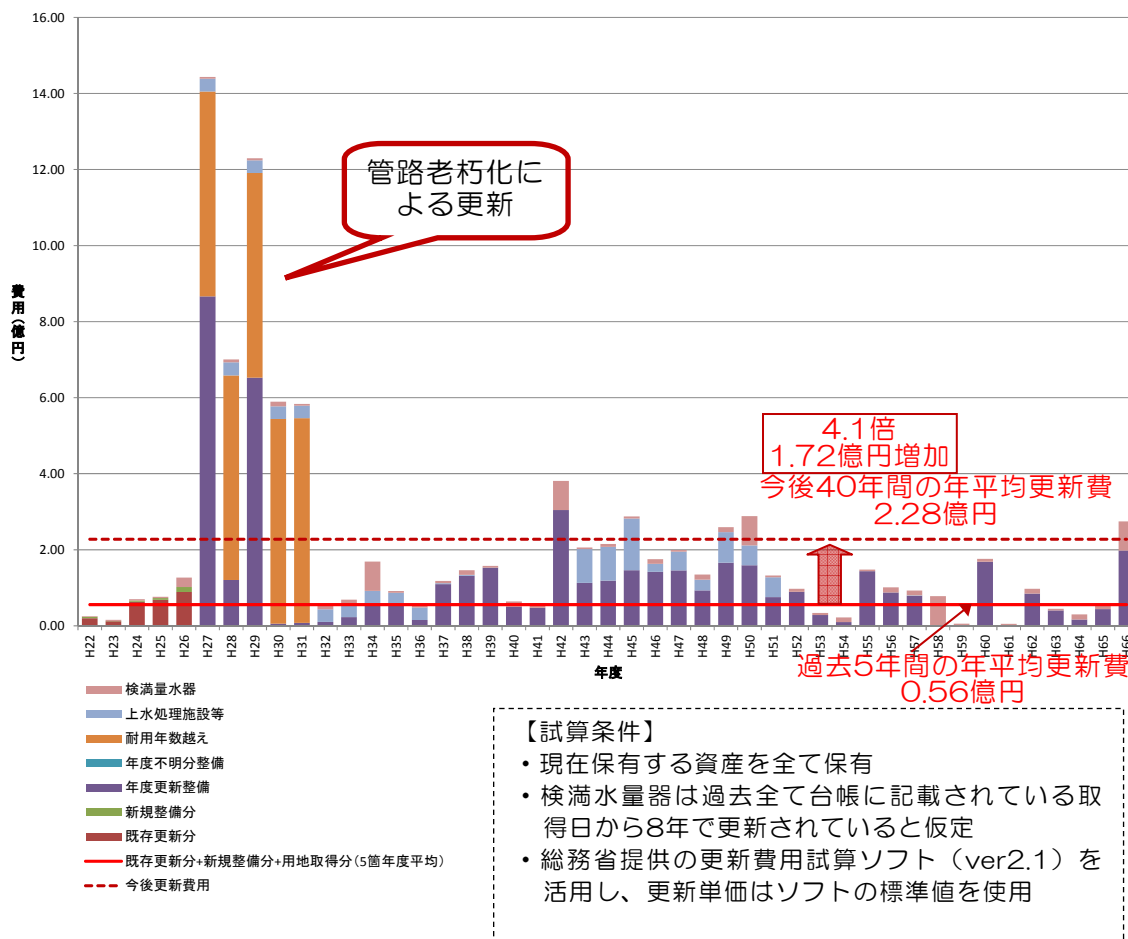


図 3-11 上水道の更新費用の推計結果

(4) 下水道

下水道の今後必要となる更新費用（下水管路、下水処理施設、浄化水槽）は総額で24.6億円、年平均で0.62億円であり、これまでの投資的費用の1.1倍となります。

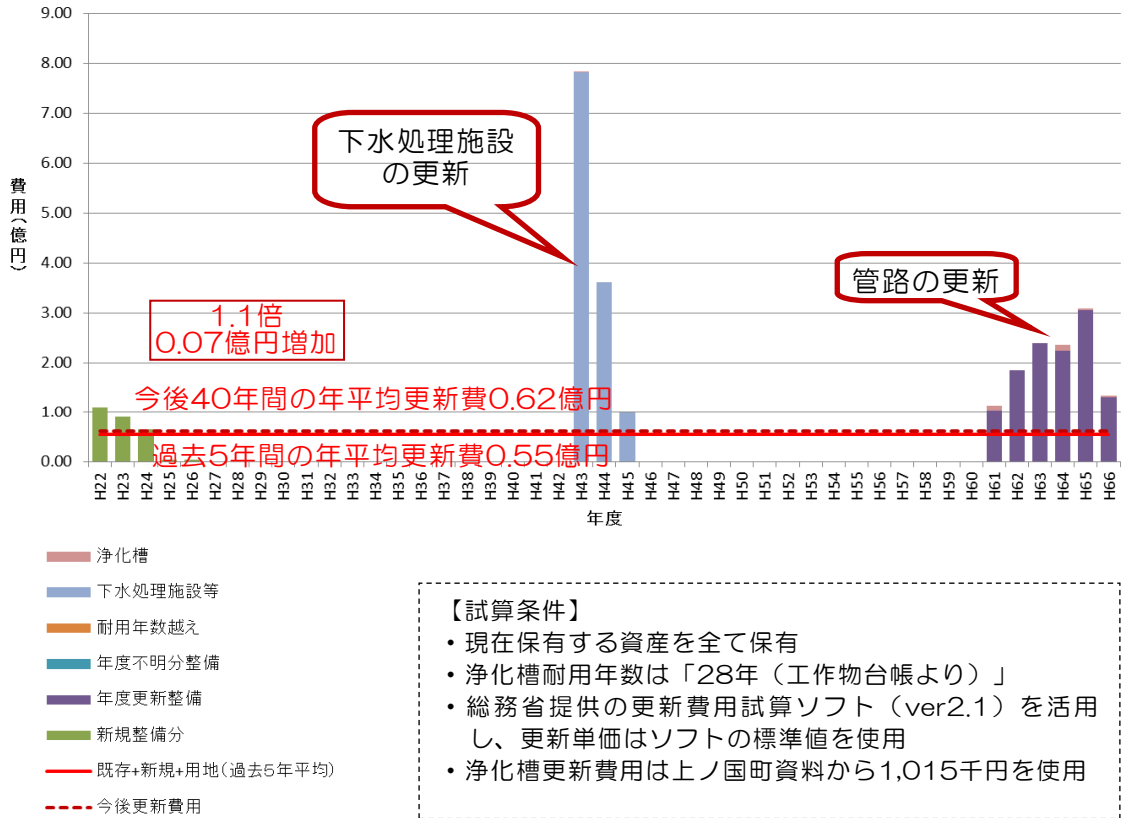


図 3-12 下水道の将来の更新費用推計（下水道）

(5) 公園

公園の今後必要となる更新費用は総額で11.0億円、年平均で0.27億円となり、これまでの投資的費用と同じとなります。

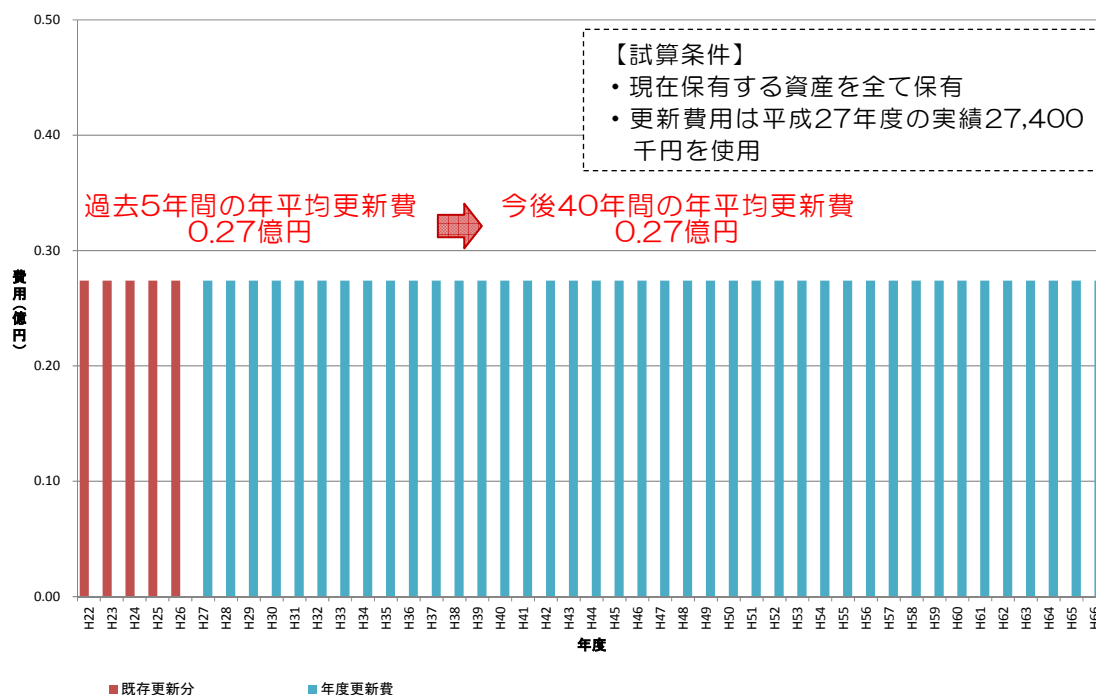


図 3-13 公園の更新費用の推計結果

(6) インフラ施設のまとめ

インフラ施設全体の更新費用の推計結果は、40年間で総額211.19億円、年平均5.28億円となり、これまでの投資的経費の1.7倍となります。

個別の施設でみると、道路、上水道、下水道の今後必要となる年平均更新費用は、これまでの投資的経費の1.0~4.1倍となります。

このように、これまでの手法によりインフラ施設全てを更新していくことは困難であり、管理手法の見直しが必要となります。

表 3-4 インフラ施設の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
道路	3.63	0.73	58.96	1.47	2.0
橋梁	4.61	0.92	25.53	0.64	0.7
上水道	2.78	0.56	91.13	2.28	4.1
下水道	2.74	0.55	24.61	0.61	1.1
公園	1.37	0.27	10.96	0.27	1.0
インフラ計	15.13	3.03	211.19	5.28	1.7

※公園の投資的経費の5箇年計は2015年度の更新費用を5倍したものの。

4. 公共施設等総合管理計画の基本方針

4-1 基本的な考え方

4-1-1 基本方針

公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえ、公共施設等のマネジメントについては、安心・安全に暮らすことができ健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、原則として新たな建築系施設は建設しないものとし、統廃合、規模縮小の推進による施設保有量の適正化を図ります。

既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討により、効率的な管理・運営を図ります。

本町においては、以下の3つの基本方針で総合管理計画を推進していきます。

基本方針1 施設保有量の適正化

建築物については厳しい財政状況を踏まえ、施設の性能と住民ニーズから統廃合、規模縮小を進めます。また、インフラ施設については、施設種別毎の特性を踏まえて、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した総量の適正化を図ります。

基本方針2 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施し長寿命化を推進することにより、安心・安全なサービスの提供に努めるとともに環境への配慮をしつつ、財政負担の軽減・平準化を図ります。

基本方針3 既存施設の有効活用

「施設の維持から機能の維持」を視点に一定の公共サービスを確保しつつ、既存施設の管理運営形態の見直しや機能の集約、複合化などを進め、総量の抑制と経費の削減を図ります。

4-1-2 具体的な取組み

3つの基本方針を踏まえて、以下の具体的な取組みにより、総合管理計画を推進していきます。

(1) 施設保有量の適正化

①公共施設（建築施設）

町民ニーズや上位計画、関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

その際、PPP^{※1}やPFI^{※2}などの手法導入の可能性を検討するなど、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

※1 PPP (Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

※2 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

また、施設の近隣市町村との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により運営の効率化を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設については、防災対応、人口減少対応、高齢化対応等、社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

(2) 公共施設等の長寿命化の推進

①公共施設（建築施設）

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努め施設の長寿命化を図ります。

30年以上経過した施設は、大規模改修の検討を併せて「上ノ国町耐震改修促進計画（平成22年2月）」に基づく耐震化に努めていくとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化により、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて長寿命化を図ります。

また、改修・更新等の費用の縮減と更新時期の分散化を図ることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

②インフラ施設

インフラ施設については、施設種別毎の特性を考慮し、中長期的な視点に基づく計画的な維持管理を行います。また、計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。なお、橋梁については「上ノ国町橋梁長寿命化修繕計画（平成26年2月）」に基づき、長寿命化を進めていきます。

(3) 既存施設の有効活用

施設や設備の共用による多目的利用、地域のニーズを踏まえた柔軟性を持った施設活用による機能の複合化、多機能化を進めます。

とくに、人口減少等により本来の役割を終え未利用となっている施設については、地域の実情等に応じて施設の有効活用を図るために、施設の転用、用途変更について検討していきます。

4-2 公共施設等の維持管理方針

4-2-1 点検・診断等の実施方針

(1) 公共施設（建築施設）

①施設の点検

公共施設（建築施設）は、多数の建材や設備機器などによって構成されており、市民の利用頻度や経年変化から生じる損傷、汚れ、老朽化の進行に伴って本来の機能を低下させていきます。

日常管理においては点検・保守を行い、建物の劣化及び機能低下を未然に防ぎ、施設をいつまでも美しく使うための維持保全に活用します。

②施設の診断

公共施設（建築施設）の現況を把握するための施設診断では、施設の安全性、耐久性、機能性および適法性を診断項目とします。

本町では必要とする品質・性能が把握できる評価項目について簡易な診断を実施します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、その記録を蓄積して、施設毎に評価を行い、施設の課題と優先度を判断し、長寿命化計画の策定に活用していきます。

(2) インフラ施設

インフラ施設は都市の基盤となるものであり、利用者の安全性確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状況等を記録し、次の診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築により効率的な維持管理を推進します。これにより、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

4-2-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 公共施設（建築施設）

①維持管理・修繕の実施方針

公共施設（建築施設）は、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、町民にとって安全に使用できる施設でなければなりません。公共施設を供用し続けるには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要であり、その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整等が欠かせません。

修繕や小規模改修に関しては、速やかな対応ができるようにし、維持管理および修繕を自主的に管理し計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生した都度に対応する事後保全ではなく、長寿命化計画を策定し、予防保全対策を実施していくことが重要です。

公共施設（建築施設）が更新・改修される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模の不合理性の他に、施設に求められる様々な性能面及び法規制において要求水準を満たすことできない場合があり、様々な診断を行って更新・改修を検討します。

(2) インフラ施設

インフラ施設は、複合化、集約化等や用途変更、施設廃止等の取組みに適さないことから、公共施設とは異なる維持管理を行います。

施設種別毎に、整備状況や老朽化の度合い等から維持管理方法を検討します。その結果を踏まえて施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

定期的な点検により、劣化状況等の把握・評価を行い、中長期的な更新、修繕計画を策定します。点検で収集したデータについては、蓄積管理しデータベース化します。

また、施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、定期的に管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定します。

4-2-3 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を整えることが必要です。

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、評価の内容に沿って安全確保のための改修を実施しますが、高い危険性が認められた公共施設等や今後も利用見込みのない施設については、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討していきます。

4-2-4 耐震化の実施方針

町内の公共施設（建築施設）の耐震化促進のために、新耐震基準導入以前の建築物の地震に対する安全性向上を計画的に推進し地震災害から町民の生命および財産を守る必要があります。平成22年2月に策定した「上ノ国耐震改修促進計画（平成22年2月）」に基づき耐震診断・耐震改修の実施に努めていきます。住宅は非木造で計画期間中に耐震化90%目標達成に努めます（国の耐震化適合率で現状86.4%）。特定建築物については2019年度までに100%を耐震化します。

4-2-5 長寿命化の実施方針

(1) 公共施設（建築施設）

公共施設（建築施設）を健康な状態に保つために定期的な調査を行い、点検・保守・修繕・清掃・廃棄物管理等を計画的にきめ細かく実施し、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって長期使用を図る必要があります。設備機能や断熱性能、諸室機能など要求性能レベルは通常時間経過とともに上昇するため機能改善の観点からも、築後15年を目処に所定の機能や性能が確保されているかの施設点検と診断を行い小規模改修工事や必要に応じて大規模改修工事を行い、そこから計画的な長寿命化を図ります。なお、計画が策定されている「上ノ国町公営住宅再生計画策定（平成22年2月）」の内容を十分踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら推進していきます。

(2) インフラ施設

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。既に長寿命化が策定されている「上ノ国町橋梁長寿命化修繕計画」については、内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら、公共施設のマネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性との整合を図るものとします。

4-2-6 統合や廃止の推進方針

(1) 公共施設（建築施設）

町民サービスについて一定の水準を確保しつつ、公共施設（建築施設）の統合や廃止の推進に向けた施策を検討します。そのためには、多角的な視点で、施設を評価する必要があります。とくに施設の統合や廃止で町民サービスの水準低下が伴うことに対しては、その影響を最小限に留めることを念頭に置き、住民合意の形成を図っていきます。

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の安全性・耐久性 ◆老朽化比率（資産としての価値） ◆地域における施設の充足率 ◆施設利用率・稼働率 ◆費用対効果 | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> ・継続使用 ・改善使用 ・用途廃止 ・施設廃止 |
|--|---|--|

施設を評価するにあたっては、施設で行われているサービスに関する評価と、建物の状態に関する評価を行い、総合的な検討を行っていきます。

なお、各施設の存続や廃止については、個別計画にて具体的な施設の検討を行い、判断していくこととします。

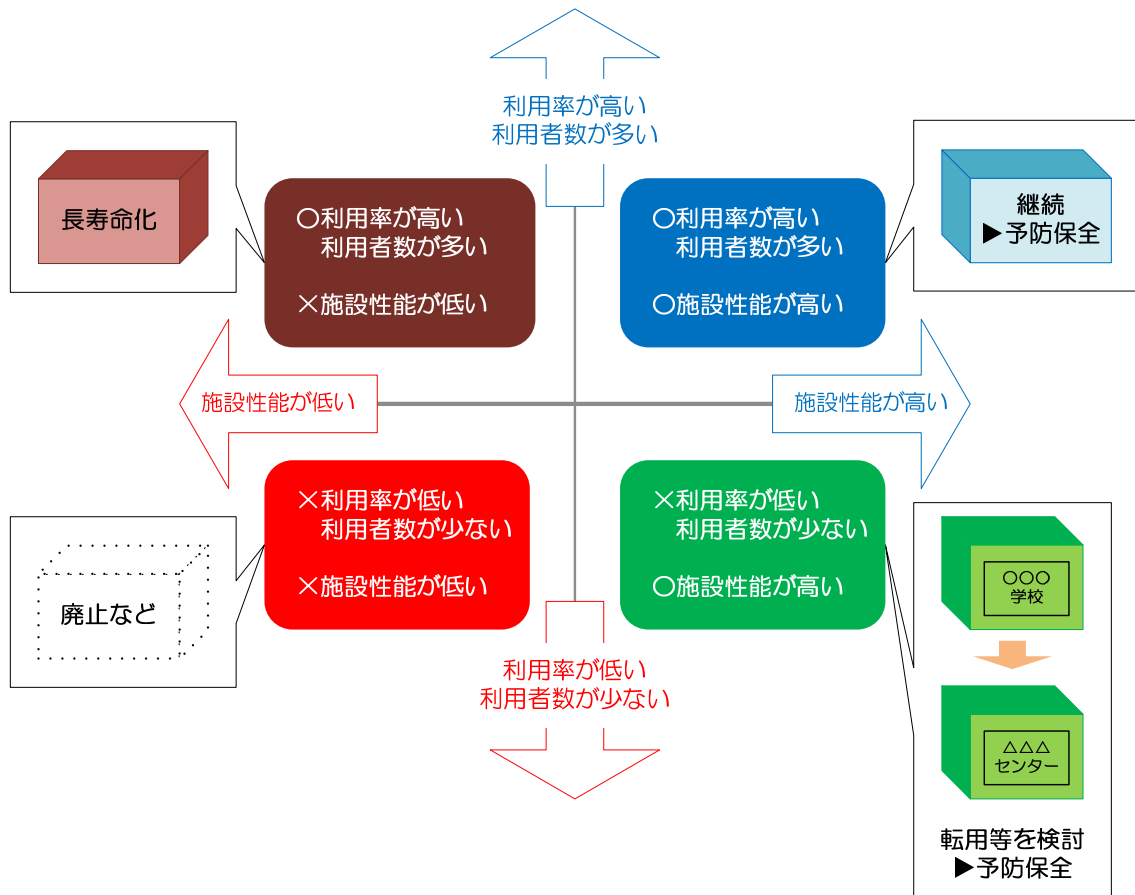


図 4-1 施設評価の基本的な考え方

公共施設等総合管理計画の基本方針

【施設評価例-老朽化比率】

老朽化比率とは、年数経過により資産価値が減少（減価償却）していく建物などについて、その減価償却がどの程度進んでいるのかを表す比率です。この比率が高いほど、耐用年数が迫っていることを示し、今後補修などの費用が多くかかることが予想されます。

■老朽化比率＝（取得額-年度末時点の評価額）／取得額×100（％）

※年度末時点の評価額とは、当該年度末時点までの間の減価償却費を、取得額から差し引いた額です。

表 4-1 施設評価例 類型別建築施設の老朽化比率

分類	%	おもな施設
行政系施設	58.3	
庁舎等	62.1	役場本庁舎, 役場出張所
その他行政系施設	55.9	防災センター, 消防車庫, 上ノ国町総合福祉センター
市民文化系施設	85.9	
集会施設	85.9	湯ノ岱生活改善センター, 神明地区集会施設
文化施設	-	
社会教育系施設	40.3	
図書館	-	
博物館等	40.3	勝山館跡カブトシ施設
スポーツ・レクリエーション系施設	74.7	
スポーツ施設	82.9	町民体育館, 上ノ国地区町民センター
レクリエーション施設・観光施設	54.4	日本海情報交流館, 探鳥小屋
保養施設	92.0	国民温泉保養センター, 花沢温泉簡易浴場
産業系施設	81.4	
産業系施設	81.4	就業改善センター, 農業指導センター
学校教育系施設	51.7	
学校	51.7	上ノ国小学校, 上ノ国中学校
その他教育施設	-	
子育て支援施設	87.0	
幼稚園・保育園・こども園	87.0	上ノ国保育所
幼児・児童施設	-	
保健・福祉施設	48.2	
高齢福祉施設	100.0	老人福祉センター
障がい福祉施設	-	
児童福祉施設	-	
保健施設	38.9	健康増進センター
その他社会福祉施設	-	
医療施設	66.9	
医療施設	66.9	上ノ国診療所, 石崎診療所
公営住宅	58.9	
公営住宅	58.9	湯ノ岱(1号棟), 物置(1号棟用)
供給処理施設	-	
供給処理施設	-	
下水道施設	38.2	
下水道施設	38.2	滝沢地区漁業集落排水処理施設
上水道施設	-	
上水道施設	-	
その他	65.3	
その他	65.3	教員住宅, 旧教員住宅

注) 建築施設の老朽化比率＝（取得額-年度末時点の評価額）／取得額

(2) インフラ施設

インフラ施設は、複合化・集約化等の改善や用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、公共施設とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

①方向性の検討

道路、河川、上下水道、公園といった施設種類ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた個別の管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

②現状把握

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

③更新・補修の実施

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定・実施します。

④取組みの見直し

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等を見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

4-2-7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 推進体制の構築と情報共有

総合管理計画を着実に実施するために、「総合管理計画を着実に推進するための組織」を設置し、包括的な財産管理、公共施設等の掌握、公共施設等の再編整備計画策定及び実行、計画の進行管理・見直しを行うものとします。

また、総合管理計画を推進するためには、職員一人ひとりが、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全員を対象とした研修会を開催し、計画の意義の共有を図ります。

さらに、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、適宜分析する必要があります。そのため、施設カルテを一元的なデータベースとして活用するものとし、修繕履歴や建替え等に関する情報を更新していくものとします。

なお、一元化されたデータは、庁内で共有し、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

(2) 公共施設（建築施設）の総延床面積の縮減目標

保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の縮減に取り組みます。

＜公共施設の総延床面積の縮減目標：計画期間の14年間で8.8%縮減を目指します＞

（40年間では25.1% 下図参照）

（縮減目標の算定根拠）

●将来維持更新費の試算 8.31 億円/年

- ・現在保有する公共建築物を全て保有
- ・長寿命化を推進し、大規模改修の周期を30年、更新周期を60年
- ・維持更新費は更新費及び大規模改修費を見込む

●確保可能な財源の試算

財源①：現在の維持更新に係る支出水準 2.65 億円/年

- ・平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までに公共建築物に要した普通建設事業費及び維持補修費の年平均の金額（新設費用含む）
- ・今後もこの支出水準を維持できると仮定

財源②：延床面積の縮減により削減できる管理運営費

縮減率1%当たり0.14 億円/年

- ・公共建築物に係る平成26年度決算額に基づき算出（人件費を除く）
- ・削減した管理運営費を全て維持更新費の財源に充てると仮定

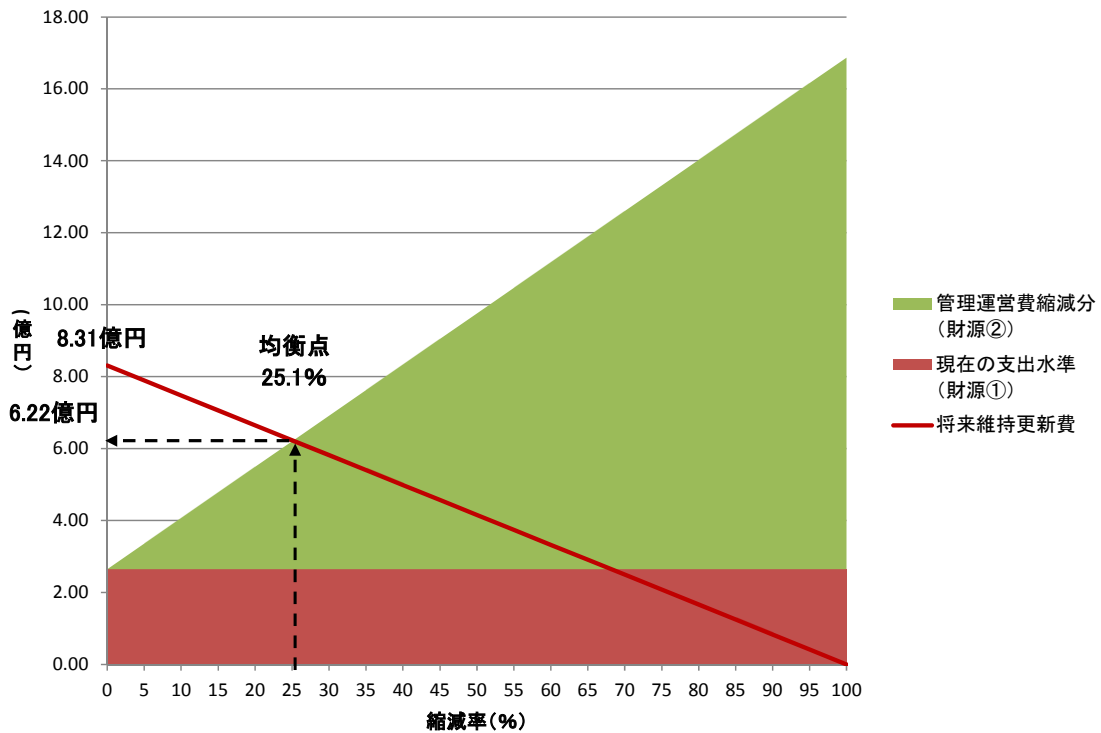


図 4-2 将来維持管理費と財源が均衡する縮減率

【参考】

町が実施した簡易的な建物調査に基づく単価から、将来更新費用を算出し、現在の維持更新に係る支出と運営管理費との均衡点を求めました。将来更新費用は40年間合計で231.2億円、年平均5.93億円であり、現在の維持更新に係る支出及び運営管理費が均衡する縮減率は14年間で5.7%（40年間で16.3%）となります。

＜公共施設の総延床面積の縮減目標：計画期間の14年間で5.7%縮減を目指します＞
 （40年間では16.3% 下図参照）

※上記の更新費用には今後の利用が見込めず、廃止解体を視野に入れている施設を除外しています。

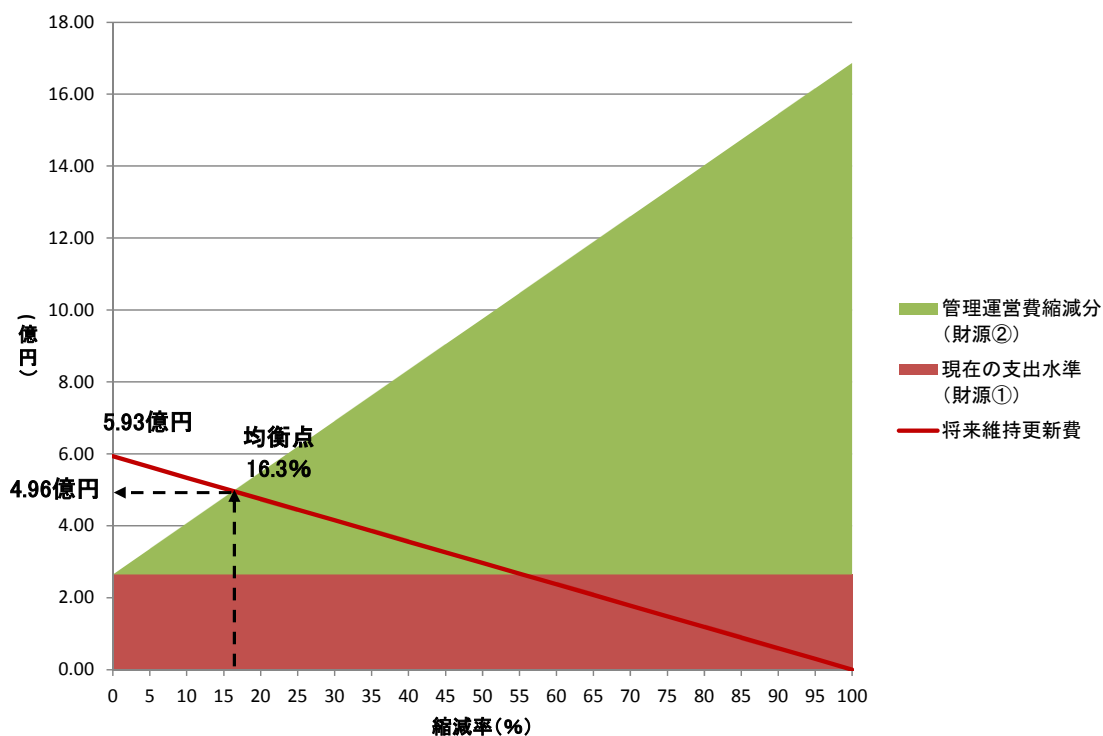


図 4-3 劣化調査結果に基づく将来維持管理費と財源が均衡する縮減率

4-3 施設類型別の基本方針

4-3-1 公共施設（建築施設）

公共施設（建築施設）全般について、今後も継続的に運用（利用）する施設については、重要度を勘案し耐震化等の改修を計画的に行っていくとともに、必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定することとします。また施設を集約化するなどの検討を行い、維持・管理・更新などの費用の低減に取り組むとともに、長期的な視点に立った施設の長寿命化を図ることにより、施設のライフサイクルコストの低減に努めます。

(1) 市民文化系・社会教育系施設

22棟の建物を有しており、うち経過年数30年以上の建物が16棟（73%）を占めています。

今後の改修・更新を検討するにあたっては、利用者数を適切に踏まえた規模とすることなどを検討する必要があります。また、集会施設など町民活動の拠点とする施設については、利用者数のほか、地区の実情などを考慮し、必要な機能を確保しつつ、見直しを行っていきます。老朽化した施設の改修・更新などの検討にあたっては、他の施設類型の機能を含めて集約化を進めることや他の機能との複合化を検討していくことで、スペースの有効活用を図っていきます。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

17棟の建物を有しており、うち経過年数30年以上の建物が5棟（29%）を占めています。

40年以上を経過している施設もあり、早期の改修・更新等を計画的に行うとともに廃止等も視野に入れ検討を進めます。

体育館やプールなど地域の住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。また、広域利用が可能な施設については、本町だけではなく周辺自治体との共同利用など、広域的な観点からも検討を行います。

(3) 産業系施設

10棟の建物を有しており、うち経過年数30年以上の建物は3棟です。比較的新しい施設が多く、予防保全による継続使用を前提として検討を進めます。

また、産業施設については、町内産業のインフラとしての機能を果たしているものもあるため、産業動向も勘案し、更新を検討していきます。

(4) 学校教育施設・子育て支援施設

11棟の建物を有しています。

学校は、児童・生徒が日常的に使用する施設であり、公共施設の中でも、地区の中核的な施設であることに鑑み、将来的に更新を行う際には周辺施設の機能の複合化を図るなどの検討を行います。

また、保育所については、運営コスト面や集団保育のニーズなどを踏まえながら、今後の施設運営のあり方や施設の供給量の検討を行っていきます。

(5) 保健・福祉・医療施設

9棟の建物を有しています。うち経過年数30年以上の建物が5棟あり、更新等について計画的に検討を進めます。

とくに高齢福祉施設は、高齢化に伴い、その重要性が高まりますが、人口減少に伴い高齢者人口も減少が予測されることも踏まえながら、行政として維持することの必要性を検討していきます。

(6) 行政系施設

18棟の建物を有しており、うち経過年数30年以上の建物が11棟（61%）を占めています。とくに新耐震基準以前の施設で防災時の拠点となる本庁舎や消防関連施設などは、安全確保の観点を重視しつつ耐震化や更新等について計画的に検討を進めます。

(7) 公営住宅・教職員住宅（旧教員住宅含む）

公営住宅、教職員住宅の145棟をはじめ、建築施設の過半を占めています。

「上ノ国町公営住宅再生計画」や「上ノ国町耐震改修促進計画」との整合を図りつつ、人口の減少見通しも踏まえ、老朽化が進んでいる住宅の更新を慎重に検討していくほか、用途変更について検討していきます。

(8) その他の施設

各施設の老朽化や利用の状況を踏まえ、改修・更新や廃止等について検討を進めます。

なお、すでに小学校3校が廃校になっていますが、いずれも経過年数30年以下であることから転用等を視野に、その在り方を検討していきます。

4-3-2 インフラ施設

(1) 道路

構造物毎（舗装、付帯設備等）に定期的に点検、診断を実施します。道路の計画的な施設管理を行うために、町が管理する道路の予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定します。

(2) 橋梁

「長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期的な点検による状態把握、予防的な修繕及び計画的な架替えを着実に進め、長寿命化と修繕、架替えに係る費用を縮減します。

(3) 上下水道

点検・診断を行い、次表のように整備を実施してきました。今後も継続して点検・診断を行い、維持管理を推進します。

上水道は、管路・処理施設・検流量水器の計画的な更新を推進します。なお、水道事業をすべて事業統合（平成29年4月に上水道を簡易水道へ統合）し、「上ノ国町簡易水道事業」に一本化する予定です。

下水道は、下水処理施設は更新が必要となる設備が生じてくることが予想されるため、長寿命化を図り、中長期的な維持管理を推進します。なお、江差・上ノ国下水道管理センターは、H28年度に長寿命化計画を策定し、H29年度から更新を開始する予定であります。滝沢地区漁業集落排水処理施設については、H29年度に長寿命化計画を策定し、H30年度から更新を開始する予定です。

表 4-2 処理施設整備状況一覧（上水道・簡易水道）

施設名	年度	更新状況
湯ノ岱浄水場	平成26年度	配水池水位計更新
		テレメーター更新
		滅菌装置更新
		浄水場電気設備更新
桂岡浄水場	平成8年度	配水池・緩速濾過地建屋屋根防水更新
	平成17年度	投入式水位計更新
		浄水場テレスコープ更新
平成22年度	導水量増圧ポンプ2台更新	
木ノ子浄水場	平成25年度	浄水場電気計装設備更新（計装盤等）

※原歌ポンプ場、小砂子浄水場、大崎配水池、大潤ポンプ場は更新なし

表 4-3 下水処理施設整備状況一覧（H22～H26年度末）

施設名	年度	更新状況
江差・上ノ国下水道管理センター	平成26年度	有害ガス検知器修繕
滝沢地区漁業集落排水処理施設	平成22年度	高圧気中開閉器取替修繕料
	平成22年度	コンセント回路不良改修修繕
	平成24年度	玄関ドア修繕
		UPSバッテリー交換修理
		脱水機シーケンサバッテリー修繕)
	平成25年度	扉補修修繕
		排水処理施設内棚補修
平成26年度	CRTタッチパネルディスプレイ修繕	

(4) 公園

公園の状態を健全に保つために、定期的に点検、診断を実施します。上ノ国町地域防災計画において一時避難場所、広域避難場所として指定されている公園（花沢公園、汐吹地区緑地公園）については、避難場所としての役割が果たせるよう適切に維持管理を行います。清掃等の委託費については、各施設に共通する業務委託における仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコスト縮減を図ります。

4-4 取組体制

4-4-1 推進体制

総合管理計画の推進は、総資産量を把握し全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

4-4-2 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営も、財政措置があってはじめて実行することができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、総合管理計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、総合管理計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

4-4-3 町民との協働

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。さらに公共施設における行政サービスの有効性を高め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進します。

4-4-4 職員の意識改革

全庁的に総合管理計画を推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設やインフラの現状や公共施設等総合管理計画の導入意義を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズに対応できるような町民サービス向上のため自ら創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、研修会等を通じて職員の啓発に努め、総合管理計画のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

4-5 フォローアップの方針

本計画は以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルを確立し、的確な管理計画の策定と着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて戦略を見直します。

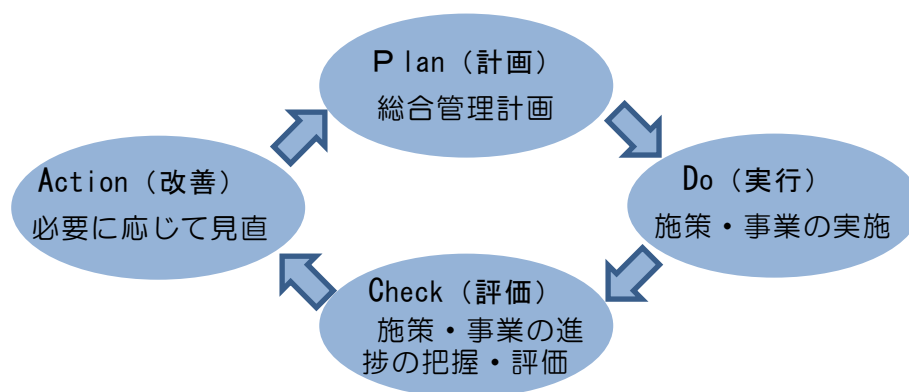
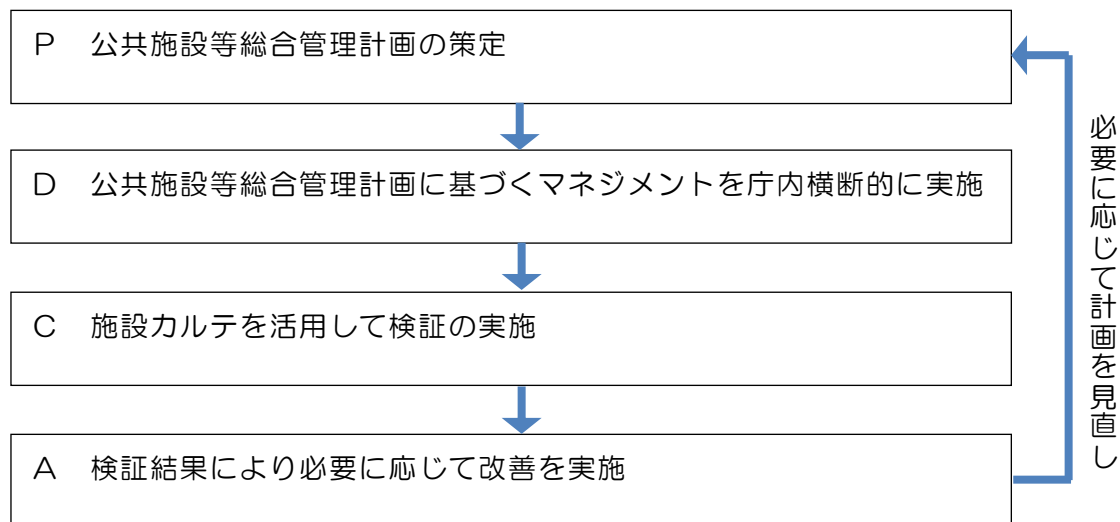


図 4-4 フォローアップの実施方針のイメージ